

## 第2型 通信講習

京都府知事指定（京都府告示第330号）

# 平成29年度 クリーニング業務従事者講習 の開催について

（公財）京都府生活衛生営業指導センター  
協力：京都府生活衛生課・各保健所／京都市医務衛生課・医療衛生センター

クリーニング業務に従事されている業務従事者の方は、3年に一度京都府知事が指定する講習を受講することが「クリーニング業法」により義務づけられています。該当される方は必ず受講してください。

## 第2型（通信講習）

通信で学習を行う講習です。

第1型講習（会場講習）が都合により受講できない方を対象に第2型講習（自宅学習による通信講習）を実施いたします。

### 受講対象の方

京都府内のクリーニング所又は取次店に勤務される業務従事者の方（クリーニング師を除く。）で、次に該当される方

①今年度が受講対象の業務従事者（一度も受講していない方を含む。）で、第1型講習（平成29年11月19日開催）が都合により受講できない方

②遠隔地居住者、持病等で会場講習の受講が困難な方

受講対象であるかの確認方法は裏面をご覧ください。

1 申込期間 平成29年9月28日（木）～

申込締切日：平成29年11月6日（月）まで

2 受講科目 衛生法規及び公衆衛生・洗濯物の受取、保管及び引渡し洗濯物の処理・繊維及び繊維製品

3 受講料 4,500円（テキスト代を含む。）

4 申込方法 同封の払込取扱票【業務従事者講習 第2型 申込書】の通信欄に必要事項をすべてご記入の上、受講料を添えて最寄のゆうちょ銀行（郵便局の窓口又はATM）に払い込んでください。

●振込手数料はご負担くださいますようお願いいたします。（郵便局のATMをご利用いただきますと、手数料が窓口での払込みより50円安くなります。）

●事業所で一括して受講申込みをご希望される場合は、事前に当センターまでお電話ください。

5 受講方法 申込みを受付後、「テキスト」と「レポート問題」（解答は選択式です。）を勤務されるお店に送付します。ご自宅で学習された後、レポート問題を解答の上、解答用紙を当センターまで提出してください。

●提出締切日（平成29年12月5日（火）当日消印有効）

●提出いただいた解答用紙により学習の効果を確認し、全科目を修められた方には「修了証書」と「修了済ステッカー」を交付します。

裏面を必ずお読みください。

### <問合せ・申込み先>

公益財団法人 京都府生活衛生営業指導センター

〒606-8221 京都市左京区田中西樋ノ口町90

TEL (075) 722-2051/FAX (075) 711-6123

受付：月曜日～金曜日（祝日を除く。）10：00～16：00

詳細は下記のホームページをご覧ください。

<http://www.kyoto-seel.com/ci-kensyukousyu.html>

京都 クリーニング研修・講習

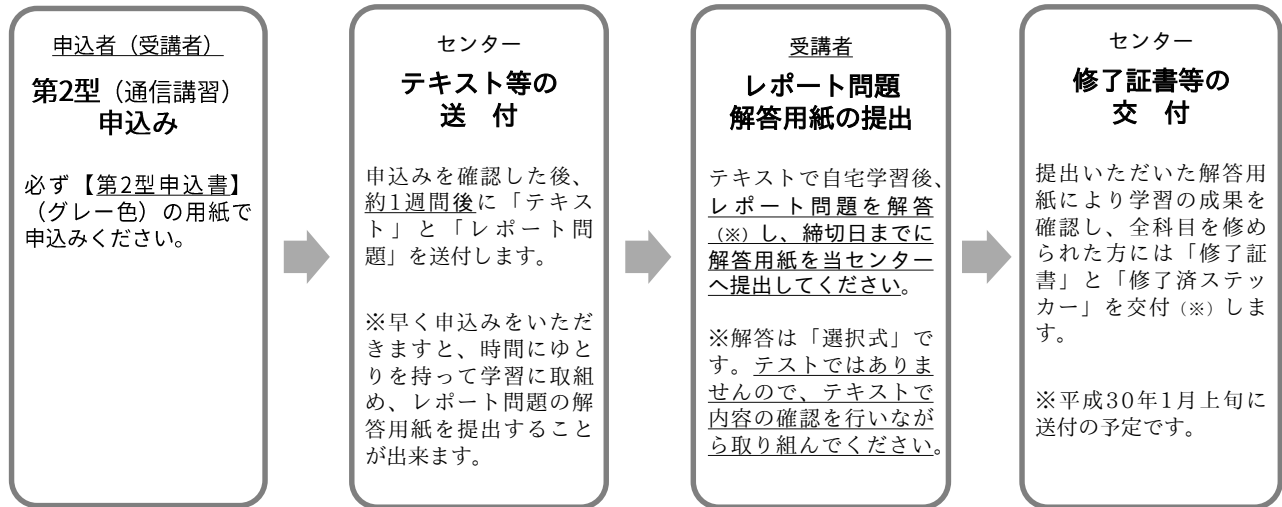


お預かりしますあなたの情報につきましては、クリーニング師研修・業務従事者講習事務以外では利用いたしません。

お客様は安全・安心を求めています。クリーニング業法で定められたクリーニング業務従事者講習を3年に一度受講しましょう。

講習では、平成28年12月1日から適用となった衣類の「取扱い表示」（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法 JIS L 0001）のポイントを中心に、改訂クリーニング事故賠償基準や感染症対策等、クリーニング業界が消費者から求められている諸問題を取り上げます。予防衛生やクレーム対策等の正しい知識を習得し、お客様に信頼されるお店作りにお役立てください。

### <受講申込から修了証書等交付までの流れ>



受講された方には、「修了証書」「修了済ステッカー」を交付しています。

講習の修了者については、京都府知事に受講修了の報告を行っています。また、修了者には修了証書と修了済ステッカーを交付しており、店頭等に掲示することにより、お客様に「法令順守の店」として信頼できるお店であることをPRすることができます。

### 受講対象であるかの確認方法について

前回受講日の「修了証書」又は「修了済ステッカー」をご確認ください。

